

## 各種共済契約の地震によるお支払いの対象

### 1. 火災共済

地震見舞金特約の契約者で、地震を原因とする損壊、埋没などによって共済の目的に損害が生じた場合に、1敷地内100万円を限度に地震見舞金が支払われます。

#### (1) 建物の場合

- イ 建物の主要構造部の損害が一部損（時価額の3%以上20%未満の損害）は、特約契約額の5%の地震見舞金が支払われます。
- ロ 建物の主要構造部の損害が半損（時価額の20%以上50%未満の損害）は、特約契約額の50%の地震見舞金が支払われます。
- ハ 建物の主要構造部の損害が全損（時価額の50%以上の損害）は、特約契約額の100%の地震見舞金が支払われます。

#### (2) 動産の場合

- イ 主契約の動産の損害が一部損（10%以上30%未満の損害）は、特約契約額の5%の地震見舞金が支払われます。
- ロ 主契約の動産の損害が半損（30%以上80%未満の損害）は、特約契約額の50%の地震見舞金が支払われます。
- ハ 主契約の動産の損害が全損（80%以上の損害）は、特約契約額の100%の地震見舞金が支払われます。

### 2. 生命傷害共済関連

#### (1) 生命傷害共済

地震による傷害により180日以内に死亡又は高度障害となったとき又は医師の治療を受け1週間以上入・通院されたとき。

#### (2) 爽やか共済

地震による傷害により180日以内に死亡又は高度障害となったとき又は医師の治療を受け5日以上入・通院されたとき。

#### (3) 所得補償共済

地震による傷害により医師の治療を受け8日以上就業不能となったとき。

(4) 休業補償見舞金共済

総合火災共済で担保する損害で休業された場合に粗利益を補償する制度ですが、地震による場合は対象外です。

(5) 医療総合保障共済

地震による場合は免責となり、対象外です。

(6) 労働災害補償共済

地震による場合は免責となり、対象外です。

(7) 自動車事故費用共済

地震による場合は免責となり、対象外です。

### 3. 自動車共済

(1) 対人、対物、搭乗者、人身傷害、車両共済など全種目ともに

地震による場合は免責となり、対象外です。

(2) ロードサービス

地震による場合は免責となり、対象外です。

### 4. 休業対応応援共済

(1) 全損応援共済金は、約定日数に応じてお支払いいたします。

(2) 一部損応援共済金は、連続して4日以上休止した場合にお支払いいたします。